

富里市コミュニティ・スクール  
運 営 マ ニ ュ ア ル



富里市教育委員会  
令和4年4月1日

## 目次

はじめに	2
<b>I 富里市コミュニティ・スクールの概要</b>	
1 富里市コミュニティ・スクールの趣旨	3
2 富里市コミュニティ・スクールの特徴	4
<b>II 富里市コミュニティ・スクールの運営</b>	
1 学校運営協議会の年間の流れ	5
2 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱	6
(1) 委員の定数及び選出区分	
(2) 委員の任期	
3 会長及び副会長の推薦	6
4 学校運営協議会における基本方針の承認	7
5 学校運営協議会における教育活動への意見申出	8
6 情報の公開	9
<b>III 参考資料</b>	
1 関連提出様式	10
2 富里市学校運営協議会の設置等に関する規則	13
3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）	16

## はじめに

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少、急速なグローバル化や情報化の進行、人間関係の希薄化などにより、地域社会の構造が大きな変化を迎えています。その中で学校が抱える課題も複雑化・困難化の状況が見られます。また新学習指導要領の実施に伴い、社会に開かれた学校として様々な取組が学校に求められるようになっていきます。学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って一体となって地域の子ども達を育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことが必要となります。また、学校運営協議会を設置した学校では、法律や規則で定められた三つの機能に加え、「熟議」・「協働」・「マネジメント」が機能するようにしていきます。地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有する「熟議」の場の設定、学校運営に地域の人々が参画し、共通の目標に向けて「協働」した取組ができる体制、地域との関係を構築し、校長のリーダーシップのもと地域人材や資源等を生かした学校運営を行う「マネジメント」力を備えておく必要があります。

本市では、令和4年4月から市内の小学校、中学校をコミュニティ・スクールに指定することで、子ども達が笑顔にあふれ、地域を知り、地域に触れ・学び、地域を語れるように学校と保護者と地域が一体となった教育を推進していきます。

令和4年4月1日

富里市教育委員会

※「コミュニティ・スクール」とは  
学校運営協議会を設置した学校のことを指します。本市では、「富里市  
学校運営協議会の設置等に関する規則」（令和4年4月1日施行）の規  
定により学校運営協議会を設置した市立学校を「富里市コミュニ  
ティ・スクール」と称しています。

# I 富里市コミュニティ・スクールの概要

## 1 富里市コミュニティ・スクールの趣旨

本市におけるコミュニティ・スクールの導入については、これまで学校・家庭・地域の連携・協働を図ってきた学校評議委員制度を基盤に、各学校の特色ある教育活動をより一層推進するため、これからは「地域に開かれた学校」から一步踏み出し、「地域でどのような子ども達を育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを地域（保護者・地域住民等）と学校が共有し、一体となって子ども達を育む「地域とともにある学校」へと転換していくことで次のようなコミュニティ・スクールを目指します。

### ☆「熟議・協議」を大切にするコミュニティ・スクール

「地域とともにある学校」をつくるのがコミュニティ・スクールの目的です。「熟議・協議」を通し、課題について学習し、熟考し、課題の解決に向けて学校や地域が具体的にどう動いたらよいかまで明確にし、地域と学校が手を取り合い、実践していきます。

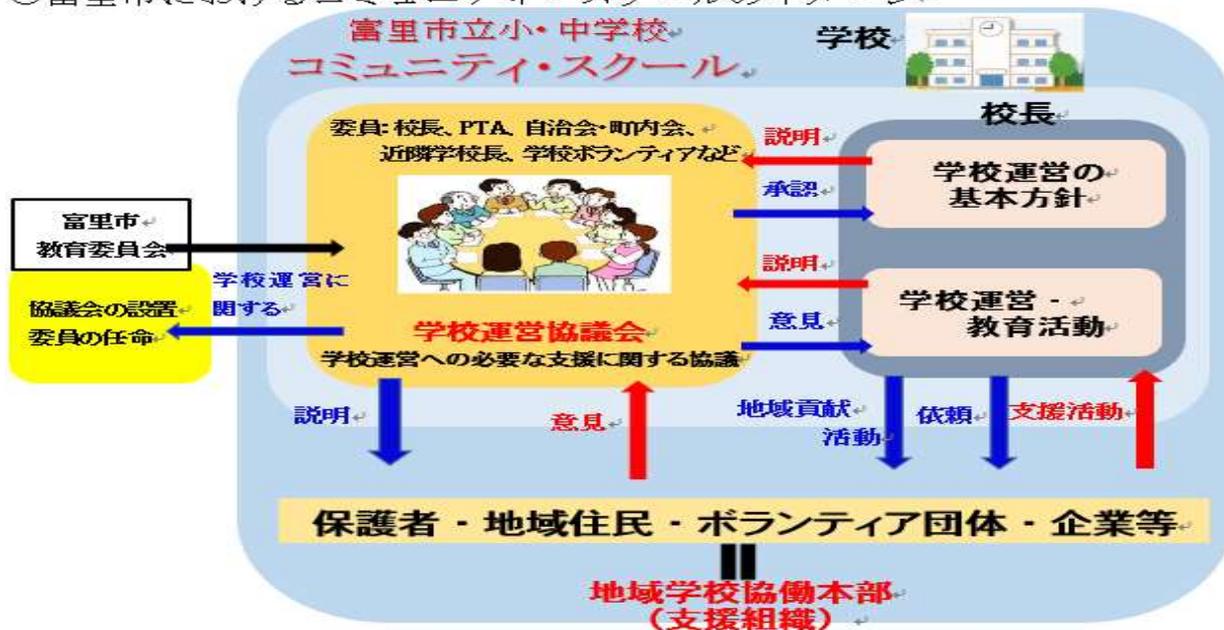
### ☆「協働」を大切にするコミュニティ・スクール

どのような学校・地域・子どもにしたいのか「ねらい・目標」を地域と学校が共有し、同じ方向に向かい、スクラムを組んで様々な活動に取り組みます。特に地域人材を生かした教育活動の充実、学校支援ボランティア活動の充実を図ります。

### ☆「持続可能で誰もが暮らしやすい地域」「魅力あふれる地域」を創造するコミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールの活動を通して、学校を核とした「人と人々が繋がる地域づくり」にしていくことで、あらゆる人々にとって住みやすい・住み続けたい・住みたい地域にしていきます。

◎富里市におけるコミュニティ・スクールのイメージ



## 2 富里市コミュニティ・スクールの特徴

### 学校運営協議会の権限・機能

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5の規定に、学校運営協議会の権限や機能として、必須である「校長の作成する学校運営に関する基本方針の承認」等が記されています。

学校の運営に関する教育課程の編成や基本方針の承認、学校の運営に関する事項へ意見する権限が与えられています。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に規定される、協議会に与えられている権限

- ① 協議会は、校長が作成した学校の運営に関する教育課程の編成や基本的な方針を承認すること（必須）
- ② 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができること
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができること

これを受け富里市では、富里市学校運営協議会の設置等に関する規則第9条により、その権限の承認事項として次のことを明記しています。

第9条 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編制に関する事項
- (3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

※富里市コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会の権限・機能のうち「教職員の任用に関すること」を当分の間除くこととしました。

全国的な実態として、この権限・機能に対して「人事を混乱させる」「教職員への個人的な批判に繋がる」等のマイナス要素を危惧する傾向が見られます。本来は、「実現しようとする教育目標・内容等に適した教職員の配置を求める」という学校運営にとって大切な観点を意識したものです。

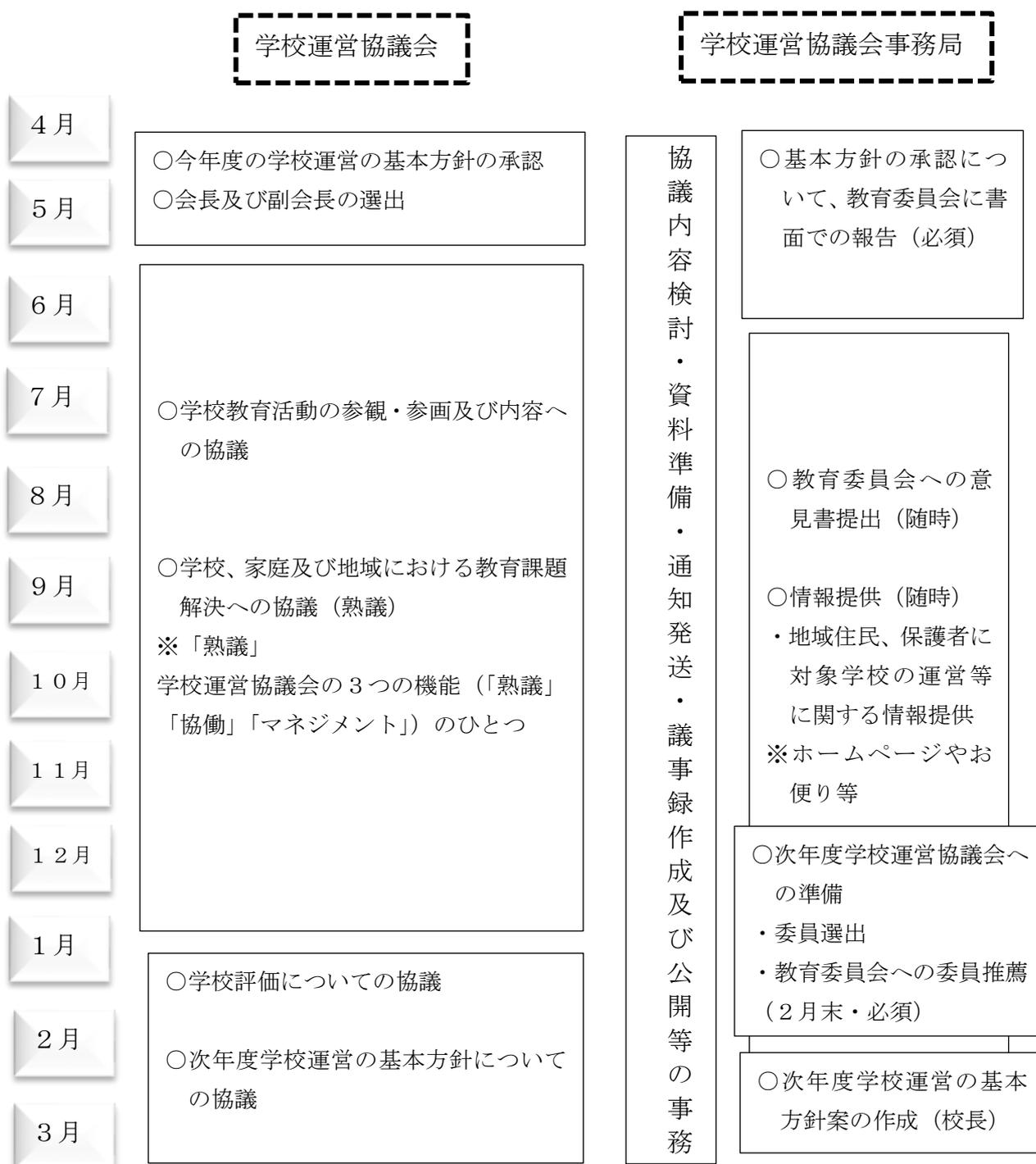
本市としては、市内全小中学校への一斉導入を行うことから不安要素を回避し、スムーズに学校運営協議会設置に向かえるよう、「教職員の任用に関すること」の権限・機能を教育委員会規則に含めないこととしました。

ただしこの点については、今後の課題として、情報収集や検討を重ねて参ります。

## Ⅱ 富里市コミュニティ・スクールの運営

令和4年4月から本市では、市内全小中学校にコミュニティ・スクールを導入します。ここでは、その運営の核となる「学校運営協議会」の年間の流れを示すとともに、構成委員の選出から会の進め方、また「学校運営協議会」で話し合われたことをどのように学校運営や教育活動に繋がたらよいか等の具体的な内容について示します。

### 1 学校運営協議会の年間の流れ



## 2 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱

### (1) 委員の定数及び選出区分

- 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、2以上の学校について一の協議会を置く場合は、14人以内で組織する。
  - 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
    - (1) 対象学校（法第47条の5に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
    - (2) 対象学校に係る保護者
    - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
    - (4) 学識経験を有する者
    - (5) 対象学校の校長
    - (6) 対象学校の教職員
    - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- （富里市学校運営協議会の設置等に関する規則 第4条、5条第1項）

### (2) 委員の任期

- 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 委員は、再任されることができる。
- （富里市学校運営協議会の設置等に関する規則 第5条の第3項、第4項）

## 3 会長及び副会長の選出

- 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
- （富里市学校運営協議会の設置等に関する規則 第7条）

会長は、学校運営協議会を代表する立場になりますので、協議会での各委員の意見をまとめるとともに、その内容を対外的に発信しなくてはなりません。そこでふさわしい人材としては

- 学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解でき、連携を進めることができる人
  - 話し合いをまとめる等、コーディネートができる人
- 等が考えられます。

また、選出については、「委員の中から互選により定める」という規定はありますが、選出区分の指定はありません。しかし、「地域とともにある学校」という趣旨や、「校長が作成する学校運営の基本方針への承認」という機能から、校長や教職員以外の委員から選出することが望ましいと考えます。

## 4 学校運営協議会における基本方針の承認

学校運営協議会の権限・機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること」について、本市では、次のように定めています。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

○法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編制に関する事項
- (3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

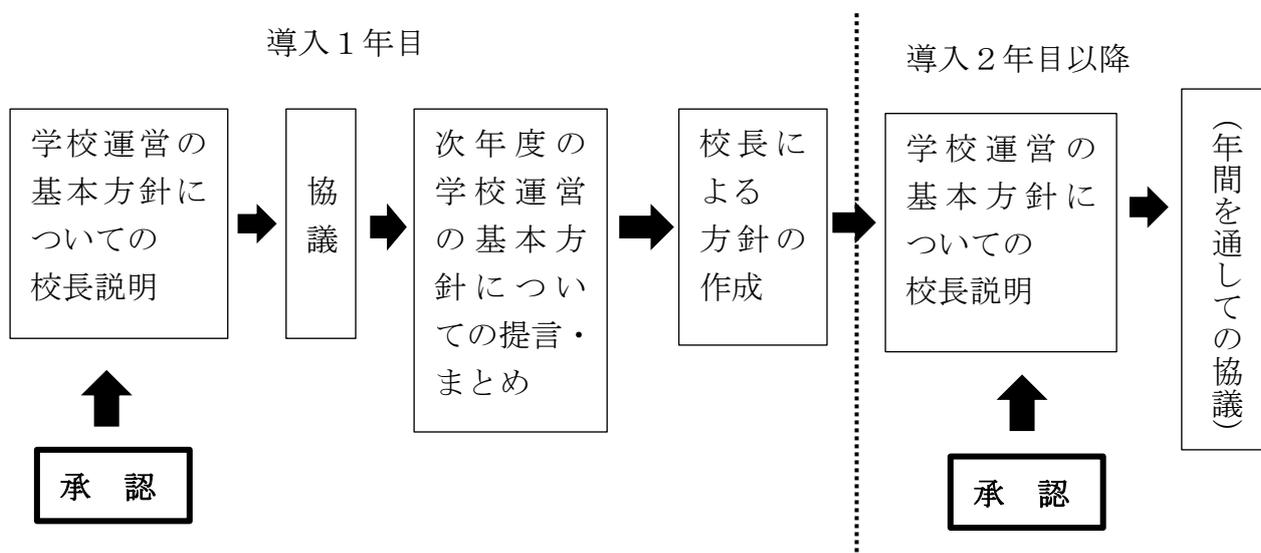
(富里市学校運営協議会の設置等に関する規則 第9条第1項)

コミュニティ・スクールが進める保護者・地域住民の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。

学校運営の基本方針への承認は、1年間の教育活動の円滑化を図るうえで年度始めに行うことが望ましいと考えます。一方、この承認には、「十分な協議(熟議)」が基となる必要もあります。そこで、下図に示した流れにすれば、導入2年目以降から保護者や地域住民の意向が反映された学校運営の基本方針となっていきます。承認については、後日教育委員会へ各学校から報告することとなります。

※報告書の様式は、「様式1」を参照

なお、承認が得られない場合には、内容についての改善等を図り、再協議の上、成案を得るように努める必要があります。承認が得られない期間中においても学校の教育活動は校長の指示のもと、円滑に進めなければなりません。そうした状況が継続する場合には、教育委員会事務局担当までご相談ください。



## 5 学校運営協議会における教育活動への意見の申出

学校運営協議会の権限・機能である「学校運営について、教育委員会または、校長に意見を述べるができること」について、本市では、次のように定めています。

### (意見聴取)

協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(富里市学校運営協議会の設置等に関する規則 第10条)

### (1) 意見を述べることの意義

学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させるべきと考えます。ただし、学校の教育活動は、校長の指示のもと行うことから、「あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。」旨を明確にしました。

### (2) 意見の内容

協議会からの意見の内容としては、校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。また、教育委員会に対しては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の市教育行政の全般に関する制度や仕組みについてなどが想定されます。

### (3) 校長への申出についての対応及び反映

学校の運営及び教育活動についての意見は、学校運営協議会において聴取することになります。なお、この意見の反映については学校側だけに任せず、それぞれに委員の当事者意識によって生かされるようにしていくことが大切です。

### (4) 教育委員会への申出についての対応及び反映

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該学校運営協議会として、書面にて意見の申出を行います。

(※提出書は、様式2を参照)

なお、学校運営協議会から提出された意見については、教育委員会内において対応を協議して、口頭もしくは書面にて、担当から回答を行うとともに解決へ努めます。

## 6 情報の公開

(情報提供)

協議会は、対象学校に係る保護者、地域住民等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(富里市学校運営協議会の設置等に関する規則 第11条より)

本市における学校運営協議会での協議内容については、原則公開と考えています。コミュニティ・スクール（地域とともにある学校）の教育は、協議会委員ではない保護者や地域住民とも同じビジョンを進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容（議事録）の公開は、その考え方に従って行っていくこととなります。

なお、会議の開催周知や議事録等の情報については、各学校の広報誌（学校だより）またはホームページに掲載することも有効かと思えます。情報の公開に際し、個人情報の流出やプライバシーの侵害、また、人権上の問題等には十分配慮してください。また、議事録については、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決定したことをまとめ、情報として公開してください。

### Ⅲ 参考資料

#### 1 関連提出書類様式

##### 【様式1】

「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書

##### 【様式2】

「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書

○「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書

学校運営協議会における

「令和○年度 学校運営の基本方針」承認に関わる報告書

富里市立○○○学校

令和○年○月○日開催された学校運営協議会において、校長より  
発議した「令和○年度 学校運営の方針」が、委員の総意として承認  
されました。

よって下記の資料を添え、富里市教育委員会へ報告します。

記

- 1 令和○年度 学校運営の基本方針
- 2 学校運営協議会 議事録

令和 年 月 日

富里市立○○○学校

校長 ○○ ○○

- ※1 添付資料「1 令和○年度学校運営の基本方針」については、学校運営協議会において校長による説明で使用したもので構いません。
- ※2 添付資料「2 学校運営協議会 議事録」は、承認が行われたことが分かるものを御提出ください。

○「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書

意見提出書	
提出日	令和 年 月 日 ( )
提出協議会	〇〇学校 学校運営協議会
意見内容	
希望回答形式	口頭          文書
<p>上記内容の意見を富里市教育委員会へ申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">富里市立〇〇学校    学校運営協議会</p> <p style="text-align: right;">会長   〇〇   〇〇</p>	

## 2 富里市学校運営協議会の設置等に関する規則

### 富里市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第47条の5の規定に基づき、富里市立小学校及び中学校に、協議会を置く。ただし、富里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、2以上の学校について一の協議会を置く場合は、14人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤特別職とする。
- 6 委員の報酬は、富里市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）の定めるところによる。

（守秘義務等）

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員（第5条第1項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。）のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

（協議会の承認を得なければならない事項等）

第9条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編制に関する事項
- (3) 対象学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 対象学校の施設及び設備の管理及び整備に関する事項
- (5) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

（意見聴取）

第10条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(情報提供)

第11条 協議会は、対象学校に係る保護者、地域住民等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

##### 第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。